

古市古墳群における景観規制と屋外広告物規制に伴う違反指導について

20150319
大阪府住宅まちづくり部建築指導室

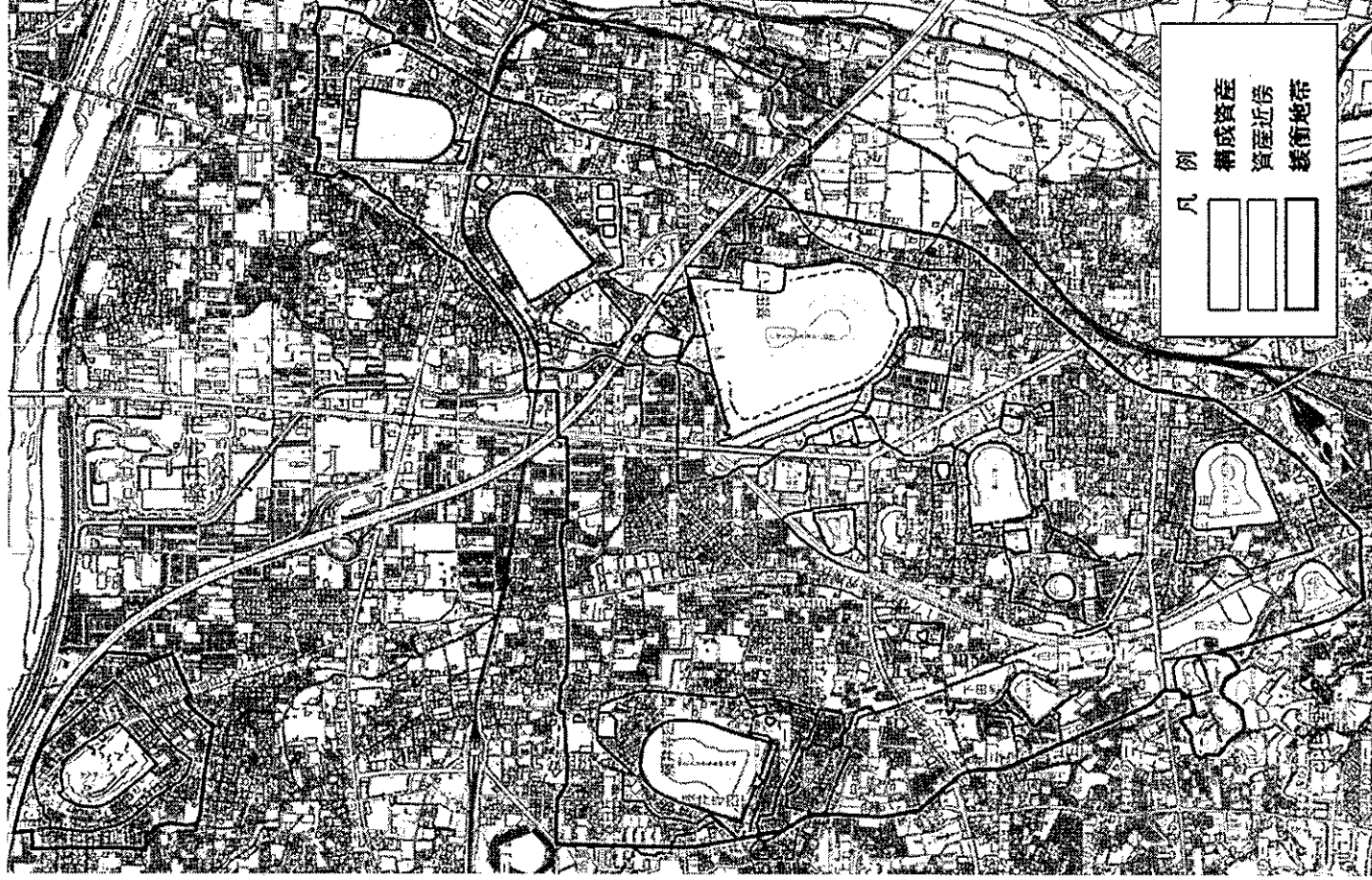
■百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた規制の所管

規制内容	百舌鳥	古市
建築物の高さ		羽曳野市 藤井寺市
建築物の形態意匠		堺市
屋外 広告物	許可・違反事務	大阪府
	条例所管	

■百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた規制の内容

対象区域	資産近傍	
	住居系地域	商業系地域
建築物の高さ	第一種低層住居専用地域・10m以下 その他用途地域・15m以下	住居系用途地域・近隣商業地域・31m以下（第一種低層住居専用地域は10m以下） 商業地域・45m以下
建築物の形態意匠	※新たな規制によって既存不適格建築物となった建築物については、1回に限り、現在の規模を上限とする建替えを可能とする。 すべて	緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲
屋外 広告物	制限対象	高さ10m超のみ
	制限内容	色彩は基本的に定められた範囲とする（色彩範囲は省略）、色彩以外についても配電基準を設ける
	掲出の可否	自家用以外は掲出禁止（適用除外広告物を除く）、自家用は下記のとおり禁止
	屋上広告物	1敷地あたりの表示面積の合計10㎡以内 取付面積の1/3以内
壁面 広告物	原則掲出禁止（適用除外広告物を除く）	取付面積の1/3以内
自立 広告塔 他		地上から最上端までの距離は6m以内 1表示面10㎡以内かつ総面積20㎡以内 地上から最上端までの距離は10m以内
その他		1敷地あたり2物件以内（自立広告塔）

■古市古墳群の世界遺産登録に向けた規制の範囲



■古市古墳群の世界遺産登録に向けた屋外広告物の違反指導(案)

屋外広告物	H27.3	H27.7~9	H27.10	H28.1	H28.9?	H29.6?	H31.1?	H33.1?
景観審議会 答申			条例改正	条例施行				
世界遺産		国内推薦 (暫定版)	推薦書提出	推薦書提出 (正式版)	イコモス 現地調査	登録決定		
					経過措置期間	経過措置 + 1回許可期間		

